

平成28年8月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録

平成28年8月8日 開会

平成28年8月8日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成28年8月8日（月曜日）午後3時30分開議

- 日程第1 議席の指定（新議員）
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 提案理由の概要説明
- 日程第6 議案第12号 不当利得分保険給付金請求事件への訴えの提起に関する専決処分について承認を求める件
- 日程第7 議案第13号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 日程第8 議案第14号 平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	渡辺正宏	2番	武田正廣
3番	高橋大	4番	仲沢誠也
5番	渡部幸男	9番	伊藤榮悦
10番	千葉健	12番	菊地衛
13番	青柳宗五郎	14番	鹿兒島巖
15番	小林信	16番	佐々木文明
17番	三浦正隆	18番	芦崎達美

19番 渡 邊 彦兵衛
23番 松 田 知 己
25番 佐々木 謙 吉

21番 齋 藤 多 聞
24番 藤 原 義 美

欠席議員（6名）

6番 齊 藤 光 喜
8番 長谷部 誠
20番 畠 山 菊 夫

7番 児 玉 一
11番 久留嶋 範 子
22番 高 橋 浩 人

地方自治法第121条による出席者

広域連合長 穂 積 志
副広域連合長 佐々木 哲 男
事務局次長 渋 谷 清 美
兼会計管理者
業務課長 菅 原 文 夫

副広域連合長 栗 林 次 美
事務局長 佐々木 吉 丸
総務課長 鈴 木 学
兼会計室長

議会担当職員出席者

議会書記 佐々木 崇 議会書記 佐々木 和 寛

午後3時30分 開会

○議長（青柳宗五郎） 本日の出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

新議員の紹介

○議長（青柳宗五郎） 議事に先立ちまして、平成28年2月定例会後の議員の異動について、ご報告申し上げます。

今年度に入りましてから、1市2町のそれぞれの議会において広域連合議会議員選挙が行われておりますので、当選されました議員をご紹介します。

選挙実施月日順にお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださいますようお願い申し上げます。

小坂町町議会議員の鹿兒島巖議員であります。

羽後町町議会議長の藤原義美議員であります。

能代市市議会議長の武田正廣議員であります。

以上、3名の方が広域連合議会議員として当選されました。よろしくようお願い申し上げます。

また、前能代市選出の後藤健議員の広域連合議会議員辞職に伴い、1名欠員となりました議会運営委員会の委員について、議長指名により、能代市議会議長の武田正廣議員を選任し、本日開催されました議会運営委員会において、同じく武田議員が委員長に就任されましたので、ご報告いたします。

日程第1 議席の指定

○議長（青柳宗五郎） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、武田議員は2番、鹿兒島議員は14番、藤原議員は24番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（青柳宗五郎） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、鹿兒島巖議員、齋藤多聞議員の2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（青柳宗五郎） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（青柳宗五郎） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第5 提案理由の概要説明

○議長（青柳宗五郎） 日程第5、提案理由の概要説明を行います。

議案第12号不当利得分保険給付金請求事件への訴えの提起に関する専決処分について承認を求める件から、議案第14号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 平成28年8月広域連合議会臨時会の開会にあたり、提出議

案について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

まず、昨年度発生しましたマッサージ施術に係る2件の療養費不正受給についてであります。2件の施術業者については、その申請の偽装が詐欺罪に当たるとして秋田県警察本部に刑事告訴いたしました。あわせて債権回収のため民事訴訟法に基づく支払督促の申立てを行ったところであります。

そのうち1件につきましては、相手方からの異議申立てにより訴訟に移行し係争中となっていることから、当該専決処分について今8月臨時会の議案としております。残る1件につきましては、支払督促の申立てに続く民事上の手続である仮執行宣言の申立てを行ったものであり、この後、債権の確定により強制執行の手続に移行してまいります。

このような不正事案の未然防止に向け、マッサージ施術者の代理受領に関する基準等の見直しを図るなど、チェック体制の強化に努めているところであり、今後とも不正受給に関しては厳正に対応し、療養費の適正執行に努めてまいります。

次に、横手市から派遣され自殺した職員の両親から訴えが出された損害賠償請求事件訴訟の状況についてであります。

昨年の7月24日に行われた第1回の口頭弁論以降は、弁論準備手続が継続しており、来月第7回目が行われる予定であります。

さて、今議会には、専決処分の承認2件、予算案1件を提出いたしております。

初めに、議案第12号不当利得分保険給付金請求事件への訴えの提起に関する専決処分について承認を求める件についてであります。

これは、相手方が不当利得分の返還請求に応じないため、支払督促の申立てによりその徴収を図ったところ、相手方より異議申立てがあり、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟へ移行しましたが、議会の議決を経る時間的余裕がなかったため専決処分したこと、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第13号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてであります。

これは、東日本大震災により被災した被保険者に係る平成28年度の保険料の減免措置について、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者等を対象に継続実施するため所要の改正を行ったものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したこと、地方自治法第179条第3項の規定により、

議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第14号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、平成27年度の保険給付額確定により、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金の超過収入分を精算する必要があることから補正を行うものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ11億2,053万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,464億6,723万4,000円とするものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青柳宗五郎） 提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第12号 不当利得分保険給付金請求事件への訴えの提起に関する専決処分について承認を求める件から

日程第8 議案第14号 平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで

○議長（青柳宗五郎） 日程第6、議案第12号不当利得分保険給付金請求事件への訴えの提起に関する専決処分について承認を求める件から、日程第8、議案第14号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで、以上3件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第12号不当利得分保険給付金請求事件への訴えの提起に関する専決処分について承認を求める件から、日程第8、議案第14号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで、以上3件を一括議題といたします。

これより議案第12号から議案第14号までに対する質疑を行います。

通告者はございません。以上で議案第12号から議案第14号に対する質疑を終了いたします。

これより議案第12号から議案第14号までに対する討論を行います。

通告者はございません。以上で議案第12号から議案第14号に対する討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第12号不当利得保険給付金請求事件への訴えの提起に関する専決処分について承認を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第13号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第14号平成28年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（青柳宗五郎） この際、広域連合長から発言の申し出がございますので、発言を許可いたします。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積志） 閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切なお決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

平成30年に向け国保制度改革が進められておりますが、高齢者が将来に不安なく、安心して医療を受けられる、持続可能で安定した医療制度をつくるためには、国による適切な財源措置と、あわせて世代間、被保険者間の負担の公平性の確保が必要であります。今後とも、全国組織を通して国に働きかけるとともに、情報収集に努めてまいります。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。本日は、大変ご苦労さまでございました。

閉 会

○議長（青柳宗五郎） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本臨時会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで、平成28年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後3時44分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員